

傍 聴 要 領

長浜市道路整備アクションプログラム策定懇話会

長浜市道路整備アクションプログラム策定懇話会の会議を傍聴される方は、次の事項を順守してください。

1. 傍聴する場合の手続き

- (1) 長浜市道路整備アクションプログラム策定懇話会の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入し、座長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の場所に着席してください。

2. 傍聴する際の順守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を順守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食（喫煙）等をしないこと。
- (3) 座長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 2. の事項を順守するほか、会場内では、道路河川課職員の指示に従ってください。
- (2) 順守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは退席していただくことがあります。

4. その他

不明な点があれば、道路河川課にお問い合わせください。